

どうなんだより

＝ 道南の集落営農・法人化を推進するニュースレター ＝

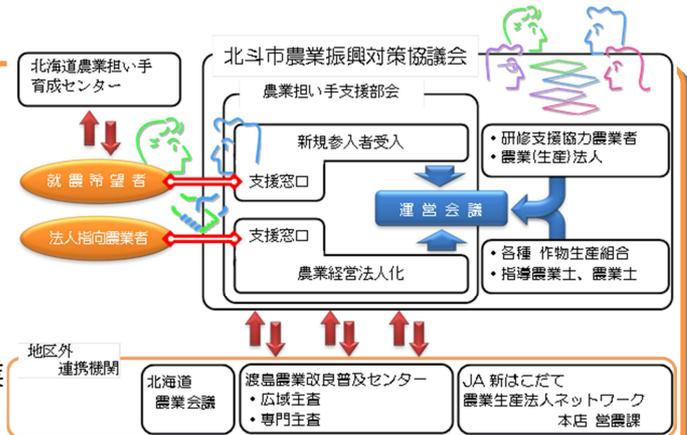


＝ 法人設立支援 ＝

今回、紹介するのは、北斗市で進めている農業生産法人設立支援窓口の設置に関する取り組みです。

新規参入者育成と併せ、地域営農の担い手育成を関係機関が一体となり推進しています。

より多くの法人化を指向する農業者へのサポートが期待されます。



＝ 地域を担う農業生産法人の声 ＝

有限会社デーリー・ファーム若松「地域とともに歩む、道南の大規模酪農法人」



所在地：せたな町
 代表者：鈴木裕也
 構成員：6名(農家3戸協業)
 従業員：2名
 設立：平成14年3月
 事業内容：酪農(搾乳)堆肥販売、作業受託

1. 設立の経緯から現状

過重労働や後継者対策等で個別経営に限界を感じた酪農家3戸により設立。平成16年から本格操業し、5年後に生乳生産日量が1万kgを超えた。現在は鈴木裕也氏が第2代社長に就任し、新たな体制で活動している。

2. 法人経営でのメリット

経営の合理化が図られ、所得の向上と、過重労働が解消され、休日がとれるようになった。個人経営時に比べて経営規模の拡大が容易となった。

3. 法人運営のポイント

問題が生じた場合は、全員で話し合いながら解決策を見つけていくこと。役割分担の明確化と、各意見を取り入れミーティングを徹底すること。

4. これから法人化を目指す農業者へのメッセージ

法人経営は難しいが、それ以上のメリットがある。法人化にあたり、奥さんの合意は不可欠。話し合いには夫婦や親子で参加することが大切。

= 支える仲間 =

JA 新はこだて農業生産法人ネットワーク [夏期研修会]

設立7年目を迎える農業生産法人ネットワークは、自己研鑽と法人化志向農家支援のため、研修会・セミナー・相談会・視察研修等を企画開催しています。本年度は、夏期現地研修会（ほ場視察及び研修会）を7月12日上ノ国町有限会社山下農産で実施しました。研修内容は、経営主向けに函館公共職業安定所の講師による「雇用に係る制度」、法人従業員向けに農業機械会社技術者による「トラクタの始業前点検や定期点検」の講習でした。参加者の関心も高く、有意義な研修会になりました。



好評だったトラクタ点検

今後も、各種研修やセミナー等を計画しておりますので、会員はもちろん、会員以外の法人化を志向する農業者の積極的な参加をお待ちしております。

= 気になるワード検索 =

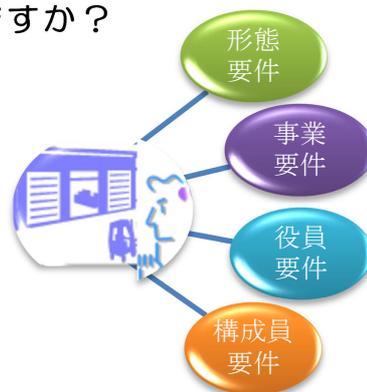
Q：農業生産法人となる要件とはどのようなものですか？

A：農業生産法人は農地法によって定められています。法人が「農地・採草放牧地の所有権と使用収益権を取得する資格」を備えるのに必要な要件は、以下の通りとなります。

- 1 形態要件：母体となる法人の組織形態について（農事組合法人・株式会社・持分会社等）
- 2 事業要件：農事組合法人では、主たる事業が農業（関連事業を含む）。会社法人では、農業と関連事業売上で過半を占める必要がある。
- 3 構成員要件：構成員は、農地の提供者、農業常時従事者、農協、地方公共団体、作業委託農家、農業開発公社、農業法人投資育成会社、継続的取引関係者でなければならない。
- 4 役員要件：役員の過半が年間60日以上農業に従事する構成員。

※要件には詳細な条件が定められています。下記のホームページで確認を！

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/keiei/kieietai/hoiin/hoiin/vouken.html>



< 編集発行 >

渡島農業改良普及センター
檜山農業改良普及センター(編集事務局)
JA 新はこだて農業生産法人ネットワーク

＝問い合わせ先(編集事務局)＝
電話番号 0139-53-6141
ファックス 0139-53-6143

平成24年9月10日発行

